

役場からの便り

年金生活者支援給付金制度について

☎住民生活課 ☎53・2112

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受取には請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

◆対象となる方

【老齢基礎年金を受給している方】

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

以下の要件を満たしている必要があります。

- ・前年の所得額が約472万円以下である

◆請求手続き

【新たに年金生活者支援給付金をお受取いただける方】

お受取の対象になる方には、日本年金機構から9月初旬頃に、請求可能な旨のお知らせを送付します。

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し、提出してください。令和7年1月6日までに請求手続きが完了しますと、令和6年10月分からさかのぼってお受取できます。

デジタル防災訓練について

☎住民生活課 ☎53・2112

災害から命を守るためには、日頃の備えが重要です。デジタル防災訓練に参加して、地域の災害リスクや防災情報の入手先、避難先、避難のタイミングなどを学びましょう。

デジタル防災訓練は、村公式LINEからいつでも参加することができます。（LINEのトーク画面で「デジタル防災訓練」と入力してみましょう）



友達登録はこちらから

マンスフィールド記念館オープン20周年のご案内

マンスフィールド記念館はオープン20周年を迎え、それに伴いイベントを開催します。是非ご参加ください。

◆日時 10月12日（土）・13日（日） ◆場所 泉崎カントリーヴィレッジ

◆10月12日（土）

【研究発表】 マンスフィールドの「園遊会」について 聖徳大学兼任講師 腹部千代子氏

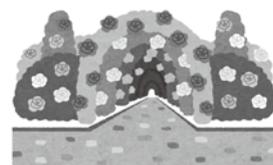
【講演】 ニュージーランド海外研修35年の歩み～コロナ禍を経て
江戸川大学教授 新井正彦氏

◆10月13日（日）～18日（金）

マンスフィールド記念館見学&特別企画

中山威夫写真展 「ニホンカモシカ」賛歌

入場料 340円



Izumizaki-Country Village B・B・Q PARTY Plan 2024 4/1～11/30

おたせしました! バーベキューガーデンOpenです!

～～～ お仲間・ご家族でB・B・Qはいかがでしょう? ～～～

BBQセット 2,800円
1人前(税込)

肉だけセット 2,000円
1人前(税込)

*その他ご予算に応じます。場所の貸出@600円も承ります。



SPA&SPORTS PUBLIC HOTEL Izumizaki Country Village
泉崎さつき温泉 泉崎カントリーヴィレッジ
e-mail: spa@izumizaki-cv.com ☎53-4211

公式SNSこちらでもチェック!



特別児童扶養手当について

☎保健福祉課 ☎54・1335

特別児童扶養手当は、身体または精神に障がいのある児童を、監護または養育している方に支給される手当です。

◆受給できる方

身体または精神に、中度または重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方

◆次のような場合は手当が支給されません

- ① 手当を受けようとする方、対象となる児童が日本に住所を有しないとき
- ② 児童が障がい児入所施設などの施設に入所しているとき
- ③ 児童が障がいを理由として厚生年金などの公的年金を受けることができるとき

◆手当を受ける手続き

役場の保健福祉課窓口（保健福祉総合センター）で請求の手続きをしてください。

障がいの状況に応じた所定の診断書などの添付書類が必要となります。

詳しくは窓口または電話にてご確認ください。

◆手当の支給額

1級該当児童1人につき 月額 55,350円

2級該当児童1人につき 月額 36,860円

手当は年3回（4月・8月・11月）に分けて支給されます。

受給資格者とその配偶者及び扶養義務者の前年の所得額により手当が支給されない場合があります。

◆申請先・問い合わせ

泉崎村保健福祉課（保健福祉総合センター内） ☎0248-54-1335

泉崎村学力向上推進会議 「教育講演会」 開催

7月30日（火）に、村内教職員と保護者を対象に教育講演会が開催されました。子どもたち一人ひとりの育ちは様々です。その子に応じた支援や具体的なかかわりができ、その子自身の悩みについて寄り添って対応できるようにと、今回は、講師に元新潟大学教育実践学研究所教授の長澤正樹氏をお招きしました。講演では、子どもを育む上で大切なこととして「子どもの自信を高めるかかわり」についてお話をいただきました。具体的には「注目する、共感する、認める、ほめる」ことで、自分を好きになっていくということ。また、子どもの訴えや気持ちをよく聴き、大人が子どもの気持ちを理解し、一緒に考えることが重要であるとお話されていました。



“環境にやさしいものづくり”



ISO9001、ISO14001、ISO13485、IATF16949取得

創造と挑戦 の企業集団

「お客様第一」に徹し
更に高い技術と
品質向上を
目指します。

証券コード No.5162

株式会社 朝日ラバー

代表取締役社長 渡邊 陽一郎

福島工場 / 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字坊頭窪1番地
☎0248-53-3491・FAX0248-53-3493
第二福島工場 / 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字山崎山1番地3
☎0248-54-1618・FAX0248-54-1619
白河工場 / 福島県白河市菅根月ノ入1番地21
☎0248-21-1401・FAX0248-21-1404
白河第二工場 / 福島県白河市菅根月ノ入1番地21
☎0248-28-5061・FAX0248-28-5064
本社 / 埼玉県さいたま市大宮区土手町2丁目7番2
☎048-650-6051・FAX048-650-5201
<https://www.asahi-rubber.co.jp/>

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。

◆受給できる方

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（心身に一定の障がいがあるときは20歳未満）児童を監護している母、児童を監護しかつ生計を同じくする父、または父母に代わってその児童を養育している方

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定の障がいの状態にある児童
- ・父または母の生死が不明である児童
- ・父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父または母の申し立てによりDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童 等

◆次のような場合は手当が支給されません

- ① 手当を受けようとする方、対象となる児童が日本に住所を有しないとき
- ② 対象となる児童が里親に委託されているとき
- ③ (母、養育者の場合) 対象となる児童が父と生計を同じくしているとき、ただし、父が一定の障がいの状態にあるときを除く
- ④ (父の場合) 対象となる児童が母と生計を同じくしているとき、ただし、母が一定の障がいの状態にあるときを除く
- ⑤ (母、養育者の場合) 対象となる児童が、母の配偶者(内縁の関係にある方も含み、一定の障がいのある方を除く)に養育されているとき
- ⑥ (父の場合) 対象となる児童が父の配偶者(内縁の関係にある方も含み、一定の障がいのある方を除く)に養育されているとき

◆注意事項

婚姻の届出はしていないが、事実上の婚姻関係(内縁関係など)にある場合は受給できません。

資格がなくなっているにもかかわらず、届出をしないで手当を受給していると、資格がなくなった翌月からの手当は、さかのぼって全額返還していただきますので、くれぐれもご注意ください。

◆手当を受ける手続き

役場の保健福祉課窓口で請求の手続きをしてください。手当を受給される方の条件により、添付書類が異なります。窓口または電話にてご確認ください。

◆手当の支給額

- 児童1人のとき 月額 10,740円から45,500円
- 児童2人のとき 月額 5,380円から10,750円を加算
- 児童3人のとき 月額 3,230円から 6,450円を加算

支給額は所得に応じて異なり、所得が一定以上ある場合は、手当の支給が停止されます。

手当は年6回(1月・3月・5月・7月・9月・11月)に分けて支給されます。

受給資格者とその生計を同じくする扶養義務者の前年の所得額により手当が支給されない場合があります。

◆申請先・問い合わせ

泉崎村保健福祉課(保健福祉総合センター内) ☎0248-54-1335

工事なんでも御相談ください(見積り無料)

駐車場工事・アスファルト舗装工事
 コンクリート工事・土留工事・建物解体工事
 フェンス工事・田・畑・盛土工事・下水工事
 建築工事などその他

☆お気軽にご相談ください。

株式会社 福南建設

☎969-0101 泉崎村大字泉崎字大山41-7

☎(0248) 53-2506

FAX (0248) 53-3438

水道メーターの検針にご協力ください

☎建設水道課 ☎53・2114

泉崎村ではお客様が使用した水量を量り、水道料金を算出するため、奇数月に検針員が水道メーターの検針にお伺いしています。メーター検針の支障にならないよう、下記につきましてご協力をお願いします。

◆メーターボックスの上には車、物等を置かないようにしてください。

ボックスのふたを開けられず、検針ができない場合があります。



◆飼い犬は水道メーターから離れたところにつないでください。

検針員がメーターに近づくことができずに、検針ができない場合があります。



メーターボックスの上に物が置かれていたり、飼い犬が放し飼いになっていたりすると検針が行えず、泉崎村水道事業給水条例に基づき認定水量となり、本来の水量以上の料金がかかってしまう場合がありますので、ご協力をお願いします。

樹木や生垣等の適切な管理について

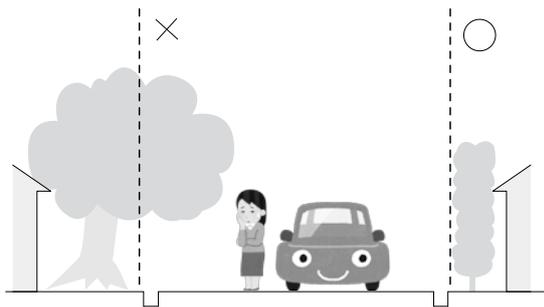
☎建設水道課 ☎53・2114

樹木や生垣等の伐採・剪定をして適切な管理をお願いします。

車道に樹木や生垣等が張り出していると通行に支障となるだけでなく、《交通障害》を引き起こす場合があります。

樹木や生垣等が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合、所有者の方が《損害賠償責任》を問われることがあります。（民法第717条・道路法第43条）

道路での事故防止のためにも、樹木や生垣等の所有者の皆様には伐採・剪定等の適切な管理をしていただくようお願いいたします。（民法第233条）



左側の樹木は道路に干渉し、歩行者、車両等の交通を妨げる可能性があります。このことが原因で事故が起きた場合、樹木の所有者の方が責任を問われる場合があります。

交通を妨げ、事故の原因をつくらないためにも、右側の樹木のように伐採・剪定等を行うようお願いします。

Shirakawa
Soubi

お客様の喜び

ハウスクリーニング **白河装美**

〒969-0103 泉崎村大字北平山字下原25-1

TEL&FAX **0248-21-5143**

信頼と・施工実績No.1

太陽光発電設備・オール電化設備

有限会社 **齋藤 電工**

〒969-0103 泉崎村北平山字中島130-1

TEL 53-2914 FAX 53-4566